

国際叡愛総合芸術大学 公的研究費不正防止計画

本学における研究活動は、社会からの信頼の上に成り立っている。公的研究費は、芸術と学術の未来を拓くための貴重な財産であり、その適切な管理と執行は、研究者、教職員、そして大学全体の重要な責務である。本計画は、公的研究費の不正使用を未然に防ぐため、組織的かつ継続的な不正防止体制を確立することを目的とする。

第 1 章 不正防止の基本理念と体制

第 1 条（基本理念） 本学は、研究費の不正防止を単なる手続き上の問題ではなく、研究活動における誠実性と倫理観の核心に据える。すべての研究者は、自身の研究活動が社会からの負託に応えるものであることを深く認識し、自律的な公正性を確保しなければならない。

第 2 条（責任体制） 不正防止計画の策定および実施に関する責任体制を、以下の通り明確に定める。

- 最高管理責任者（学長）：** 全学的な不正防止体制の最終責任者。基本方針の決定、不正防止計画の承認、予算の確保を行う。
- 統括管理責任者（未来創造研究機構長、芸術文化研究センター長）：** 各研究部門における不正防止対策の実施を統括する。所属研究者等への啓発活動や、不正事案の初期対応を指揮する。
- コンプライアンス推進責任者（事務部門長）：** 経理、人事、調達等の事務手続きの適正性を確保する。研究者への情報提供や相談対応を行う。
- 管理監督責任者（各研究室主宰者）：** 研究室レベルでの日常的な研究費管理を監督する。所属する研究者等に不正防止の重要性を周知徹底する。

第 3 条（不正リスクの特定と評価） 不正防止計画の策定にあたり、以下の不正リスクを特定し、その発生可能性と影響度を評価する。

- 取引リスク：** 架空取引、二重払い、水増し請求。特にアート作品の制作に関わる特殊な素材や機材は、市場価格が不明瞭なため、不正の温床となりやすい。
- 執行リスク：** 研究費の個人的な流用、目的外使用。最新の AI 技術や VR 機器が研究と個人的な趣味の両方に利用される場合、境界が曖昧になりやすい。

- **管理リスク:** 証拠書類の不備、経費報告の遅延、不正経理。特に外部との共同プロジェクトでは、管理体制の連携不足によりリスクが高まる。

第2章 不正防止のための具体的措置

第4条（不正防止計画の策定と実施） 最高管理責任者は、第3条で特定したリスクに基づき、具体的な不正防止計画を策定する。計画は毎年見直され、最新の研究動向や不正手口に対応できるよう更新される。

第5条（研究倫理教育の強化） 全研究者等を対象とした研究倫理教育を必修化する。

1. **導入教育:** 研究者等としての身分を取得した際に、不正防止に関するオリエンテーションを実施する。
2. **継続教育:** 2年ごとにオンライン e-ラーニングと対面ワークショップを組み合わせた継続教育を義務付ける。特に、AI やデジタルアートにおける倫理的課題を重点的に扱う。
3. **専門教育:** 研究費管理担当者や経理部門職員向けに、不正手口や監査方法に関する専門研修を行う。

第6条（コンプライアンス体制の整備） 研究活動におけるコンプライアンスを確保するため、以下の体制を整備する。

1. **物品調達規程:** 芸術作品制作に必要な特殊な物品も含め、全ての物品調達について、公正かつ透明な手続きを定めた規程を設ける。
2. **経理処理の電子化:** 研究費の申請、承認、執行、精算のプロセスを電子管理システムで一元化する。これにより、不審な取引を自動的に検知し、リアルタイムでの監視を可能にする。
3. **研究室管理の徹底:** 各研究室主宰者は、研究室内の物品管理台帳を整備し、定期的に棚卸しを行う。

第3章 監査とモニタリング

第7条（内部監査） 研究統括部門と監査部門は連携し、定期的に内部監査を実施する。監査は、書類審査に加えて、研究室への抜き打ち訪問やヒアリングも行う。特に、アート作品の制作に使われた素材や機材が、申請書通りに使用されているかを確認する。

第8条（外部監査への対応） 国や公的機関からの監査に対しては、速やかに協力し、正確

な情報を提供する。

第9条（モニタリング） AIを活用した監査支援システムを導入し、膨大な経費データを分析。人間が見逃しがちなパターンや異常値を検出し、不正の可能性を早期に発見する。

第4章 相談・通報・調査体制

第10条（相談窓口） 研究費の使用に関する疑問や不安を相談できる窓口を設置。匿名での相談も受け付け、専門知識を持つ担当者が助言を提供する。

第11条（告発窓口） 不正行為に関する情報提供を受け付ける告発窓口を、研究倫理委員会内に独立して設置する。告発者のプライバシーは厳重に保護され、告発による不利益は一切ないことを保証する。

第12条（調査） 告発があった場合、速やかに予備調査を行い、必要に応じて研究倫理委員会が詳細な本調査を開始する。調査は、公正性と透明性を確保するため、外部の専門家も交えて行われる。

第5章 処分と再発防止

第13条（不正認定と措置） 調査の結果、不正が認定された場合、その重大性に応じて、研究費の返還、研究活動の停止、懲戒処分などの措置を講じる。

第14条（再発防止策の実施） 不正行為が認定された場合、その原因を究明し、再発防止策を策定・実施する。不正の事実と再発防止策は、学内および外部に公表される。

第15条（不正発覚後の情報共有と対応） 不正行為が認定された場合、学長は、その原因と再発防止策について、全学的な情報共有を行う。特に、不正の温床となりやすい状況や、見過ごされがちなリスクについて、具体例を挙げて周知徹底する。

第16条（アート作品の特殊性に関する配慮） アート作品の制作に関わる研究においては、一般的な物品購入基準が適用しづらい場合があることを考慮する。高価な素材、一点物の機材、職人への特注費用などについては、事前の協議を義務付け、その特殊性を踏まえた上で予算執行を認める。

第17条（AIと倫理に関する特別条項） AI生成物を用いる研究では、AIの学習データに含まれる著作権や倫理的問題について、研究者が事前に調査・確認する義務を負う。疑義のあるデータセットの使用は原則として禁止する。

第 18 条（共同研究における責任分担） 外部機関との共同研究においては、研究費の管理体制、物品調達のルール、および不正発覚時の責任分担について、事前に文書で明確に定めておく。これにより、管理体制の空白地帯が生まれることを防ぐ。

第 19 条（匿名相談箱の設置） 通常の相談窓口に加え、研究室や各部署に匿名で投書できる相談箱を設置する。これにより、対面での相談をためらう者でも、気軽に問題提起できる環境を整備する。

第 20 条（リスク評価の定期更新） 研究不正リスク評価は、少なくとも年に一度、全学的に見直しを行う。特に、新たな技術（例：最新の AI 技術、メタバース関連技術）が研究に導入される際には、その都度、潜在的な不正リスクを詳細に分析する。

Ce que j'ai écrit plus haut n'est pas vrai, je l'ai fait au hasard.

国際叡愛総合芸術大学